

株式会社日本介護センター 介護福祉士実務者研修（通信）学則

（目的）

第1条 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく介護福祉士の受験資格を得させる為の研修を行い、介護福祉士としての専門的な知識、技能を習得する事により、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し、社会福祉の向上に寄与する人材の養成を目的とする。

（事業者の名称・所在地）

第2条 本研修は、次の事業者が実施する。
株式会社日本介護センター
東京都渋谷区代々木1丁目30番6号

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。
介護福祉士実務者研修（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。
株式会社日本介護センター 介護福祉士実務者研修（通信）

（養成課程、修了年限及び定員等）

第5条 実務者研修（通信課程）とする。

受講期間：6か月

受講定員：1学級の定員16名

学級数：7学級

総定員数：最大112名

受講期間は3～6か月間とし、12か月までの受講を延長することができる。

但し、保有資格により下記内容の受講期間とする。

訪問介護員研修2級修了者・初任者研修修了者・介護職員基礎研修修了者・訪問介護員研修1級修了者：3か月間

訪問介護員研修3級修了者・無資格：6か月間

（休業日）

第6条 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認める日
国民の祝日に関する法律に規定する日（面接授業実施日を除く）

（履修方法）

第7条 当該科目の履修認定については第9条に定める通信学習時間数に相当する課題の修了と、面接授業時間数の出席を必要とする。

（面接授業の会場）

第8条 面接授業（スクーリング）の会場は、日本介護センター研修室とする。
株式会社日本介護センター
東京都渋谷区代々木1丁目30番6号 ユーアイビル2階

(教育課程及び授業時間数)

第9条 教育課程及び授業時間数は、下表のカリキュラムとおりとす。

科目	無資格		訪問介護員研修 2級修了者		初任者研修 修了者		介護職員基礎研修 修了者		訪問介護員研修 1級修了者	
	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信	スクーリング	通信
人間の尊厳と自立		5								
社会の理解 I		5								
社会の理解 II		30		30		30				
介護の基本 I		10								
介護の基本 II		20				20				
コミュニケーション技術		20		20		20				
生活支援技術 I		20								
生活支援技術 II		30								
介護過程 I		20								
介護過程 II		25		25		25				
介護過程 III	45		45		45				45	
発達と老化の理解 I		10		10		10				
発達と老化の理解 II		20		20		20				
認知症の理解 I		10		10						
認知症の理解 II		20		20		20				
障害の理解 I		10		10						
障害の理解 II		20		20		20				
こころとからだのしくみ I		20								
こころとからだのしくみ II		60		60		60				
医療的ケア		50		50		50		50		50
医療的ケア講義・演習	15		15		15		15		15	
合計	450 時間 + 医療的ケア演習		320 時間 + 医療的ケア演習		320 時間 + 医療的ケア演習		50 時間 + 医療的ケア演習		95 時間 + 医療的ケア演習	

「訪問介護員研修3級課程修了者」は無資格者と同様のカリキュラムを受講するものとする。

(入所時期)

第10条 開講期間及び、入所時期は以下による。

5月 1日 ～ 10月31日
 6月 1日 ～ 11月30日
 7月 1日 ～ 12月31日
 8月 1日 ～ 1月31日
 9月 1日 ～ 2月末日
 9月15日 ～ 3月14日
 10月 1日 ～ 3月31日

(入所対象者)

第11条 介護福祉士取得に意欲のある者、演習を含む全ての課程を独力で修了することが可能な面接授業及び医療的ケアの試験・演習の参加に支障のない範囲（東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県など）に在住している者

(受講料)

第12条 研修参加費用は以下のとおりとする。

	受講料	消費税（8%）	合計金額
無資格	120,000 円	9,600 円	129,600 円
初任者研修修了者	70,000 円	5,600 円	75,600 円
訪問介護養成2級	70,000 円	5,600 円	75,600 円
訪問介護養成1級	50,000 円	4,000 円	54,000 円
介護職員基礎研修	30,000 円	2,400 円	32,400 円

※テキスト代別途

(入所選考・手続き)

- 第13条 (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載の上、必要書類（資格証）を添付して期日までに提出する。ただし、定員に達した時点で、申込受付は終了とする。
- (2) 申込書類を確認した上、書類審査を行い、受講者に決定通知書と共に受講料等支払いの為の書類を受講者宛に送付する。
- (3) 受講者は指定の期日までに受講料を納入する。

(受講生の本人確認)

第14条 受講申込受付または初回の講義時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。

(休学・復学・退学)

第15条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設長に提出する。休学の期間は最長12か月までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

休学中の者が復学しようとする時は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを確認した時に復学することができる。

退学を希望する受講生は、その事由を記載した書類を提出し許可を得なければならない。

(教職員の組織)

第16条 養成施設の長（校長） 1名
専任教員（主任1名） 1名
講師（介護過程Ⅲ） 5名
講師（医療的ケア） 1名
講師添削（課題添削） 若干名
事務職員 1名
以上の教員組織で介護福祉士実務者研修（通信）を行う。

(学習の評価)

- 第17条 各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認する。
受講生自身が問題点を把握できるように、学習に対する指導を記載する。
課題問題は、テキストを参考にして自宅で学習し、提出締切日までに提出する。

(課程修了の認定)

- 第18条 受講料を全額支払っていること。
面接授業を3分の2以上出席する。不足した面接授業は補講を受講すること
各科目レポート問題にすべて合格する(70点以上合格)
介護過程Ⅲの実技評価で合格すること、不合格の場合は追試受講する。
介護過程Ⅲの実技評価については、理解度に応じ、担当講師がA・B・C・Dの評価を行うこととする。(A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満(不合格))
医療的ケア演習で規定回数行う事(下記参照)、及び、講師による、修了評価で合格する事
- ・口腔内の喀痰吸引5回以上
 - ・鼻腔内の喀痰吸引5回以上
 - ・気管カニューレ内部の喀痰吸引5回以上
 - ・胃ろう又は腸ろうの経管栄養5回以上
 - ・経鼻経管栄養5回以上
 - ・救急蘇生法1回以上

(補講・再試験について)

- 第19条 やむを得ない事情で面接授業の3分の1以上欠席した場合は、補講を行う。
補講にかかる費用は自己負担となる。
介護過程Ⅲ、医療ケアにおいて実技試験が不合格の場合は再試験を行う。
再試験にかかる費用は自己負担となる。

(添削その他の指導方法)

- 第20条 添削課題については、課題の理解度及び記述の的確性・論理性に応じて、担当講師が評価を行うこととする。
自宅学習における質疑等については、質問票を郵送又はFAXにより受け付け、担当講師による回答を郵送又はFAXにより返信を行う。

(賞罰)

- 第21条 以下の内容に該当する者は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。
学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
学習態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者
他の受講生の学習を著しく妨げる者
無断欠席や、連絡手段を断つ者
受講を取り消されるに至ったものは、その間履修した当該研修については、全て無効とする。

(修了証書等の交付)

- 第22条 修了を認定された者(第18条)は、当施設において修了証明書を交付する。

(修了証書の再発行)

第23条 修了証書の紛失などがあつた場合は修了者の申し出により、本人確認後、有料にて再発行を行う。

(修了者管理の方法)

第24条 修了者は修了者名簿に、氏名、住所、生年月日、修了年月日、修了番号を記載し修了者台帳を作成し保管、管理する。

(個人情報管理)

第25条 申込書類、本人確認書類などにより知りえた受講生などの個人情報を保護し、不当な目的に使用しない。

(その他研修に係る留意事項)

第26条 (1) 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

(2) 研修に関して以下のとおり苦情等の窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応窓口：教育事業課 03-5369-9821

(3) 著作権について、本講座で使用する教材・質問回答・添削問題の問題・解答解説等の著作物に対し、著作物の複製・転載・転用・インターネットによる送信・販売・頒布・譲渡・貸与・変更等を行うことや、講義内容を音声又は画像にて記録をとることを禁止する。

(施行細則)

第27条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

第28条 この学則は平成29年9月1日から施行する。